

(様式2付表)

## 事業終了後の撤去・処分の計画

<p>・計画的な廃棄等費用（太陽光発電の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定し、積立する開始時期と終了時期、毎月（年）の積立金額</p>		
<p>撤去に係る費用（総額）</p>		
<p>※見積取得が困難である場合には、再エネ法に基づく調達価格の算定において想定している建設費の5%以上を目安とすることが望ましい。</p>		
<hr/>		
積立開始時期	積立終了時期	毎月（年）の積立金額
<p>・災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に加入するように努めること。</p>		
<hr/>		
<p>・事業終了後の発電施設 撤去・処分時期</p>		
<hr/>		
<p>・事業終了後の撤去・処分の方法及び撤去後の状況</p>		
<hr/>		
<p>・発電施設の撤去及び廃棄を自ら行う場合、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者へ委託し、適正な対価、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票の交付を行うこと。</p>		
<hr/>		
<p>・事業終了後、設備の撤去・処分について自治体や地域住民と同意した事項がある場合、当該同意事項に従い責任をもって対応すること。</p>		
<hr/>		